

3/23日税金シンポで、今西さんが消費税の仕入れ税額控除否認のたたかいを発言!

今西税金裁判「公正な裁判を求める要請署名」にご協力下さい!

今西さんの税金裁判とは... 2001年7月、2人の東山税務署員が山科区在住の今西和政さん(57才 土木建築業)宅に突然訪れ、調査理由を開示せずに始まった調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3000万円余りの更正処分をおこなってきました。今西さんは、処分の撤回を求めて2004年2月5日京都地方裁判所に提訴しています。

次回第7回公判は
4月14日(木)午前10時~
京都地裁101号法廷です

消費税の2重取りを許さず

税制・税務行政をただす京都山科の会

事務局：京都府山科民主商工会

〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17

TEL 592-5858 / FAX 502-3246

2005年4月4日発行

みなさんは、税務署と聞いてどういうイメージをお持ちですか。映画の「マルサの女」脱税をしている商人や間違った申告を正してくれる所、法律を一番守る所、正義の味方だと思っていることでしょうか。私も税金の学習をするまでは、そう思っていました。

実は私は、今、東山税務署を相手に、税金裁判をしています。

私は、「今西組」という屋号で、家業を引き継いで土木建設業を山科区で営んでいます。

この間、オイルショックやバブル崩壊、2信金破綻などによって、得意先の倒産で幾度となく、数千万円単位の貸し倒れにありました。その都度、家族や従業員、下請け取引先などの協力や励ましに支えられ、歯を食いしばって今日まで商売を続けてくることができました。

そういう私の所に、今から四年まえの平成十三年(二〇〇一年)七月三十一日突然、二人の東山税務職員が事前に何の連絡もなく、調査の理由も明らかにせず、私の家

にやってきました。

その後、十二月までの間合計五回、税務調査のために私の家を訪れていました。

しかし、税務職員は、私が目の前に帳簿を出しているにもかかわらず、「私が帳簿を見て下さい」と言っても、見ると私を処分できない何か不都合があるのかわかりませんが、顔をそむける始末でした。私は、五回に渡って請願も行い、誠実に税務調査を行ってもうよう求めてきましたが、「請願書に答る義務はない」ということでした。そして、平成十四年(二〇〇二年)三月四日、平成一〇、十一、十二、年(一九九八、九十九、二〇〇〇年)消費税の仕入れ税額控除を否認した消費税の二重取りと青色申告承認取り消しの総額三千万円余りの更正処分をしてきたのです。

私はこの処分に納得できなかったの、納税者を救済する制度がある聞き、その手続きを取りました。

その第一段階である異議申し立ての審理においては、私の自宅に東山税務署の調査担当官が延べ二十八人、七日間、三十四時間にわたって私の帳簿・書類を転記しに来ました。(裏面に続く)

その後、異議申し立てが棄却されたので、審議は次の段階である不服審判所という所に移りました。審査請求の審理においても、審判所は約6ヶ月間に渡り、ダンボールにして6箱分の私の帳簿・領収証を預けたのですが、これも棄却されました。いずれの棄却理由も、税務調査というのは、税務職員の裁量権に委ねるものとのことでした。

その帳簿は、今日こうしてみなさんにお見せしようと持ってきました。毎日、苦労して記帳した帳簿です。税務署はこの帳簿を見ているわけですから、消費税額の支払いがある事は百も承知のはずです。でも、この消費税の支払いを、税務署も国も認めようとはしないのです。それで、今日、裁判するに至っている訳です。

消費税の仕入れ税額控除否認という事については、本日の資料に「仕入れ税額控除の要件についての意見書」日本弁護士連合会の文書が入っていることと思います。そこでは、弁護士の先生も、「売り上げがある事業者は当然仕入れがある」と仕入れ税額控除否認は不当なことでであると、わざわざ強調しています。

いま、日本を戦争する国にしようという人たちは、国民が自由にものを言ったら困るらしい。

だから私が税務行政にものを言ったら、私の質問に一切答えないうまま、今回このような処分をしてきたのです。

私はこの裁判を通して、今の税制や税務行政で理解されていない一人一人の人格や権利が保障され、住んでいて良かったと思えるような国であってほしいと願いつつ、納税者の権利憲章の制定、民主的な税務行政が行われるよう求めています。

そのために、私の裁判を支援する会を作ってもらいましたが、その名称も「消費税の2重取りを許さず、税制・税務行政をただす京都山科の会」としています。

次回公判は、4月14日(木)午前10時に京都地裁の101号法廷で行われます。
ご支援の程お願いして、訴えと致します。



3月23日、下京区のキャンパスプラザで「消費税で福祉は改善したか」をテーマに税金シンポジウムが開かれ、250人が参加しました。大学教授やお医者さんのシンポジストとあわせて、会場から今西さん(右端)が、消費税の二重取りについて発言。

**滋賀県民主商工会の青年部協議会から、
ただす会の署名三〇七七筆が
寄せられました！**



3月30日、滋賀県の民主商工会青年部協議会より、ただす会の署名が3,077筆寄せられました。(中央箱です。)この署名は、昨年、山科民主商工会青年部から全国の青年業者に訴えていたものでした。滋賀県では、税金の申告とあわせ、消費税増税を許さない学習をして、集めたとのことでした。